

自転車競技場利用申込書 兼 同意書

令和 年 月 日

〒 _____

住 所 _____

電話番号 () _____

緊急連絡先 () _____

フリガナ _____

利用者署名 _____ (印)

保護者署名 _____ (印)

生年月日 昭和・平成 年 月 日 性別 男・女

区 分 一般 ・ 学生 ・ 保護者 ・ 教員 ・ 付添

学校名・所属名 _____

利用区分 年間 ・ 1日

ビデオ講習

関西サイクルスポーツセンター自転車競技場（以下、競技場）を利用するにあたり、利用条件および利用規定を十分に理解・遵守し、自転車競技場内で行う自転車練習中に発生した事故によって、利用者自身又は関係者の被った死亡・負傷・その他身体への障害及び個人資産の損失等について、如何なる理由があろうと一般財団法人・関西サイクルスポーツセンターならびにその他関係者に対し責任の追及及び損害の賠償要求を行いません。当方の責任において対処します。

下記資料の提出を持って自転車競技場の利用許可とします。

- バンク利用に対し自転車保険の加入もしくはJCFライセンスのどちらかの「原本のコピー」の提出
- 年間利用の減額証明書の提出
- 自転車競技場利用条件ならびに利用規定に関する署名捺印

利用条件および利用方法、利用規定については裏面に掲載があります。必ずご確認の上署名をお願いします。

自転車競技場を利用する際は、多くの方々が楽しく利用して頂き下記のお条項をお守りください。

自転車競技場利用条件

(年齢) 利用年齢は満10才以上とする

(利用申込) 自転車競技場利用申込書兼同意書の署名捺印の上所定の書類の提出を行う。

(自転車保険の加入) 自転車競技場を利用する際、自転車保険の加入が必須

(利用停止)

以下の項目に該当する場合、利用停止並びに利用禁止を命ずることがある。

- 1：自転車競技場御利用条件ならびに利用規定に反した場合
- 2：自転車競技場の一般利用者ならびに周辺利用者に対する傷害並びに秩序をみだした場合
- 3：管理者が不適格と認めた場合
- 4：施設ならびに器物を故意に破損。損失を行った者

(賠償責任)

上記項目の他、法律、条例、規則を含む法令、または公序良俗に反した行為、管理・運営を妨害するおそれのある者については、賠償請求・利用禁止処分とする。

1. 自転車競技場利用規定

(自転車競技場利用日ならびに時間)

利用可能日：関西サイクルスポーツセンター営業日とする。

利用可能時間 平日・土曜日 8時～12時 競輪選手・競輪選手が認めた利用者

12時～17時 競輪選手・アマチュア選手

日曜日・祝日 サイクルセンター営業時間 アマチュア選手 ※競輪選手・競輪選手が認めた利用者は除く

競技場利用免責事項

関西サイクルスポーツセンターは、自転車競技場利用者及び監督指導者・保護者（以下第三者）に対し、自転車競技場を通じて提供する全ての環境等に関してもいかなる保障も行なわないものとする。また、未成年者が自転車競技場を利用する場合、親権者は自転車競技場の利用における利用環境が未成年者にとって適切かどうか判断する責を負うものとする。

事故に対する対応

- ・競技場の利用に際し第三者に対して負傷、事故等損害を与えた場合、利用者が責任と費用をもって解決する。
 - ・関西サイクルスポーツセンターは、自転車競技場の利用により発生した利用者の損害全てに対し、いかなる責任も負わないものとし、一切の損害賠償をする義務を負わないものとする。
- 利用者が本規約に違反したことにより関西サイクルスポーツセンターに損害を与えた場合、当該利用者に対して損害の賠償を請求できるものとする。

競技場中止事項

下記の事項により利用者または第三者が被った損害について、関西サイクルスポーツセンターはその責任を負わないものとする。

- ・イベント開催及び利用中止等で自転車競技場を利用ができない場合。
- ・利用者が使用する自転車及び機材において事故及び障害または瑕疵等により自転車競技場の利用ができない場合。

関西サイクルスポーツセンターは、自転車競技場の利用に関して利用者が使用している自転車、機材等のサポートは一切行わない。利用者等と第三者等に関する苦情等についても、一切これを受け付けられないものとする。

利用者は、自転車競技場の利用に関連して第三者からクレーム、損害賠償請求等を受けた場合には、自らの責任と負担において解決するものとし、関西サイクルスポーツセンターは解決に協力する義務を負わないものとする。

※別掲の自転車競技場利用書を熟読・理解してから署名して下さい。

署名

⑧